電気部品（印刷回路基板に用いるものに限る）	足の曲げ	２本のリード線について行うもの	１個につき	１円24銭
	チューブ挿入（電気部品の足にビニールチューブを挿入することをいう。）	２個のチューブを挿入するもの	１個につき	１円26銭
印刷回路基板	部品差し	１本の端末について行うもの	１個につき	63銭
		２本のリード線について行うもの	１個につき	99銭
		３本のリード線について行うもの	１個につき	１円21銭

4　効力発生の日　平成30年４月26日

公　告

諸　事　項

工場財団

山形県村山市楯岡北町二丁目５番６号**株式会社マルハニチロ山形**の工場財団に山形県村山市楯岡北町二丁目3266番地株式会社マルハニチロ山形の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 30 年 3 月 27 日

山形地方法務局村山出張所

有権者申出方

元当局所属公証人和田秀明の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 30 年 3 月 27 日　　名古屋法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年３月15日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 30 年 3 月 27 日

東京法務局長　秋山　仁美

記

氏名　髙橋　　繁

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第3532号

事務所の所在地　東京都足立区千住一丁目37番１号　タカトクビル２Ｆ

違反行為　他人による業務取扱い

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成30年３月14日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 30 年 3 月 27 日

鹿児島地方法務局　新井　浩司

記

氏名　長濵　雅章

所属する土地家屋調査士会　鹿児島県土地家屋調査士会

登録番号　鹿児島第906号

事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市上之園町13番地26

違反行為　会則違反

隊員の懲戒処分

第22普通科連隊　陸士長　瀬戸　成享

自衛隊法第46条第１項第１号の規定により免職する。

平成 30 年 3 月 27 日

陸上自衛隊第22普通科連隊長

１等陸佐　大場　智覚

退職手当支給制限処分

（退職をした者の氏名）瀬戸　成享

（退職時の勤務官署）陸上自衛隊多賀城駐屯地

国家公務員退職手当法第12条第１項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

平成 30 年 3 月 27 日

陸上自衛隊多賀城駐屯地第22普通科連隊長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第７号

新潟県佐渡市千種232番地

申立人　佐渡市

本籍東京都江東区亀戸３丁目33番地、最後の住所千葉県習志野市藤崎５丁目４番14号、死亡の場所千葉県習志野市、死亡年月日平成28年５月29日、出生の場所新潟県佐渡郡畑野村、出生年月日昭和３年３月１日、職業無職

被相続人　亡　上田　マサ

新潟県佐渡市柳沢30番地

相続財産管理人　司法書士　石塚　尚志

新潟家庭裁判所佐渡支部

平成３０年（家）第４００１６号

長野県安曇野市豊科南穂高5386番地２

申立人　小林　幸子

本籍長野県松本市大字新村3305番地、最後の住所長野県松本市筑摩２丁目30番８号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日平成29年10月16日、出生の場所長野県南安曇郡倭村、出生年月日昭和26年１月27日、職業無職

被相続人　亡　乾　　**一廣**

事務所長野県松本市開智２丁目２番５号野村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　李　　栄愛

長野家庭裁判所松本支部

平成３０年（家）第８３号

京都市西京区上桂森下町25番地１

申立人　京都市西京福祉事務所長　神谷　佳孝

本籍京都市東山区大黒町通正面下る塗師屋町595番地７、最後の住所京都市西京区御陵北山町32番地６　カインド　イン103号、死亡の場所京都市西京区、死亡年月日平成29年２月９日、出生の場所広島県安芸郡上蒲刈島村、出生年月日昭和22年11月３日、職業不詳

被相続人　亡　松浦　義秀

事務所京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町263　京榮烏丸ビル７階　つかさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　和人

京都家庭裁判所

平成３０年（家）第３００１５号

岡山県瀬戸内市長船町土師277－４

申立人　瀬戸内市福祉事務所長　松尾　雅行

本籍岡山県瀬戸内市牛窓町長浜4341番地、最後の住所岡山市南区浦安本町209番地、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日平成29年８月26日、出生の場所岡山県邑久郡長濱村、出生年月日昭和17年１月21日、職業無職

被相続人　亡　時實　　徹

事務所岡山県瀬戸内市邑久町尾張532番地４

相続財産管理人　弁護士　古謝　愛彦

岡山家庭裁判所